

政治倫理基準違反の存否の確認について

1. 前提 審査請求内容の事実認定

次の審査請求どおりの事実があったことを確認した。

ア 審査請求の対象議員 奥村孝宏 議員

イ 政治倫理基準に違反する事実

令和7年6月25日の議会運営委員会において、傍聴者の立場で、

- ① スマートフォンを用いて写真を撮影し、委員に対してスマートフォンから指示とともに送信したこと。
- ② 委員に対し、配布資料に指示を書き込み、渡したこと。

2 審査請求事実の問題点の整理

前提

審査請求の対象となっている奥村孝宏議員は、委員に近い位置に副議長席を用意され、当該議会運営委員会に傍聴者として参加している。

委員会への出席が認められる者：議長、委員外議員（例外）

○地方自治法

〔委員会への出席発言権〕

第二百五条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

○多治見市議会会議規則

（委員外議員の発言）

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

- (1) 1. イの①、②ともに、委員に対し、傍聴者が指示をすることは、代表民主制の観点から許されないことで、傍聴者による委員会への^{ちん}闖入であり、多治見市議会会議規則第152条の議事妨害であり、同条に違反する行為と考える。

○多治見市議会会議規則

（議事妨害の禁止）

第152条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- (2) スマートフォンの使用については、傍聴者のスマートフォンの利用について、多治見市議会として、多治見市議会会議規則第152条の規定に基づき、持ち込みは可能なものの、議事の妨害になるような行為として、操作や通話を禁止する運用をし

資料 1

政治倫理審査特別委員会資料

ているため、同条の議事妨害であり、同条に違反する行為と考える。

3 政治倫理基準違反の存否の可能性について

傍聴者による委員に対する指示やスマートフォンの使用に係る多治見市議会会議規則第152条違反行為について、多治見市議会議員政治倫理条例第6条の政治倫理基準(1)、(2)、(10)それぞれについて検討する。

○多治見市議会議員政治倫理条例

(政治倫理基準)

第6条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。
- (2) その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (10) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシュアル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(1) 議員の立場で、多治見市議会会議規則第152条に違反したことについて、言論の府の構成員としての品位や名誉を損なう行為をしたと考える。

(2) 立場は傍聴人で、議員の職務外であるため、当条項に該当しない。

(10) 多治見市議会会議規則第152条に違反し、委員に対し指示したことについて、聞き取りで、指示をされた議員は嫌がらせ、強制、圧力は感じていないとのことだったが、発言に圧力を加えた事実はあるため、当条項に該当すると考える。